

不服申立制度のご利用状況について(2010年度下半期)

2010年度下半期(2010年10月～2011年3月)のご利用状況は、以下のとおりです。

1. 不服申立制度のご利用件数について

不服申立制度(弁護士相談会)のご利用は1件となっております。本件について社外弁護士が第三者の立場でお申立人のご相談をお受けした結果、社外弁護士ならびにお申立人の当社に対する再査定の要請はございませんでした。

2. 不服申立制度のご利用事例について

保険種類	保険金の種類	事例
普通傷害保険	通院保険金	傷害保険普通保険約款に定める「自覚症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見 ^{注)} 」、「平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じていること」が主治医の診断において確認できないため、通院保険金のご請求に対して支払非該当とした当社の査定に対する不服のお申し立て

注) 医学的他覚所見：理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

以上